

(事務連絡)

令和元年5月8日

各事業所 管理者 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室在宅福祉課長
(在宅福祉第一担当 電話 222-4161)

**京都市重度障害者入院時支援員派遣事業・京都市重度障害者緊急時介護人派遣事業の
マニュアル及び請求に関する計算シートの変更について（通知）**

平素は、本市の障害保健福祉行政に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、標記の事業につきまして、一部を除き平成30年度から、提供した日の属する年度時点の重度訪問介護Ⅲ（加算なし）と同様の報酬単価及び算定方法により報酬算定をすることとしたため、40分未満の報酬が算定できなかったことから、サービス提供が40分未満の場合の取扱いを下記のとおり変更するとともに、マニュアル及び請求に関する計算シートを変更いたしますので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

また、改元等に伴い様式を一部修正しておりますので、今後は新しい様式を使用していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

記

1 変更点

＜1時間の算定ができない場合の単価を設定＞

重度訪問介護の「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時間は概ね40分以上とされていますが、京都市重度障害者入院時支援員派遣事業・京都市重度障害者緊急時介護人派遣事業については、40分以下の支援が適当である等、短時間のサービス提供が考えられることから、20分以上40分未満の支援については、一律93単位の請求を可能とします。

この場合において、支給量は30分の支給があったものとします。

※ 20分未満の支援については、報酬算定できません。

※ 重度訪問介護は、1日に複数回サービス提供をする場合は、1日の所要時間を通算して算定することとされているため、1日の所要時間が40分以上となる場合は、重度訪問介護と同様の単価で請求してください。

※ 93単位については、提供した時間帯による単位数の変動はありません。

2 適用日

平成31年4月提供分から

3 その他

変更後のマニュアル及び計算シートについては、京都市情報館に掲載しておりますので、こちらからダウンロードをお願いいたします。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000167348.html>